

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和5年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）

へのご協力依頼について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1142

令和5年4月14日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3960)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 14 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 老人保健課

令和 5 年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けたご対応等につきましても、深謝申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所の経営状況を把握するため、別紙 1 のとおり本年 5 月に「令和 5 年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）」を実施することといたしました。

本調査の結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される大変重要なものです。一方で、結果精度をさらに高める観点から、回答率の向上が課題となっているところです。

つきましては、より多くのご協力が得られるよう、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、当該調査にご協力いただくようご周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

なお、これまで本調査では、施設・事業所に対してのみ調査票を送付しておりましたが、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑に正確な回答ができるようになることのご要望があったことを踏まえ、今般の調査より別紙 2 のとおり、事前に届出いただいた法人本部の方に対し、調査対象事業所リストの伝達及び調査関係書類（調査票・記入要領等）を一括して郵送することができる仕組みを導入いたしました。こちらの仕組みも積極的にご活用いただきたいと考えておりますので、併せてご周知をお願いいたします。

（令和 5 年 4 月 30 日まで届出を受け付けております。）

施設・事業所の方へのご案内 介護事業経営実態調査へのご協力をお願いいたします。

- 厚生労働省では、令和5年5月に介護事業経営実態調査を実施いたします。
- 皆様からいただいたご回答は、令和6年度介護報酬改定での基礎資料等として活用される大変重要な統計調査（統計法に基づく一般統計調査）となります。
- 報酬改定を検討する上で、正確に実態を把握する必要があることから、調査票が届いた皆様（※）におかれましては、本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※調査票の送付は本年5月頃を予定しています。

近年、本調査における有効回答率が十分でないとの指摘がされており、要因として記入者負担が大きいとの声をいただいています。今般、記入者負担軽減の観点より「調査項目の削減、一部の項目について前回の回答結果をあらかじめ記載するなど」の取り組みを実施しております。

【提出期限】：インターネットによる回答は7月7日（金）

紙での回答は6月30日（金）

※厚生労働省では、インターネットによる回答を推奨しております。

ご回答いただいた調査内容は、介護報酬改定の検討に活用されます。



※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計以外の目的に使用することはありません。

法人の方へのご案内「一括送付」の仕組みを導入いたします。

- 介護事業経営実態調査では、これまで施設・事業所に対してのみ調査票を送付していましたが、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑に正確な回答ができるようになることのご要望があったことを踏まえ、今般の調査より、事前に届出いただいた法人本部の方に対し、調査対象事業所リストの伝達及び調査関係書類（調査票・記入要領等）を一括して郵送することができる仕組みを導入いたします。
- この仕組みにつきまして、積極的にご活用いただくようお願いいたします。

＜手続き方法＞（※ご希望の場合、事前に簡単な届出をしていただきます。）

- ① 当省HP（https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html）から、届出書及び別紙（傘下施設・事業所一覧）をダウンロードし、必要事項を記載の上、提出先メールアドレスへご提出いただきます。

届出用HPはこちら



- ② 厚生労働省より内容確認後にメールで調査対象事業所一覧のお知らせを行うとともに、郵送にて調査対象事業所分の調査関係書類一式を法人本部へ送付します。
- ※届出できるのは法人（企業）の本部（本社）のみであり、傘下に属する各事業所（支店等）単位での申請できませんので、ご注意ください。

STEP 1

厚労省HPから一括
送付にかかる届出書類
（届出書及び一覧）
をダウンロード

STEP 2

届出書類に必要事項
を記載の上、メールで送
付

厚生労働省より

- ①申請いただいたメールアド
レス宛に調査対象事業所一
覧を送付
②調査関係書類一式を一
括して郵送

※記載に不備等がある場合は確認する場合があります。